



# 都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部  
2018年 8月号

## 雇用相談のお知らせ

※緊急の場合はいつでも対応します。労働に係る生活相談等お困りごとがありましたら気軽に相談ください！！

◆内容:国と都の専任の担当者が仕事探しの手伝いをします。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規へのキャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費などの生活相談・支援
- ◆費用:無料
- ◆問い合わせは各支部へ！

## 7月 取り組み

- ◆7月20日(金)『青年部学習交流会』
- ◆7月22日(日)『反差別青年交流会 座談会』

## 今後の予定

- ◆8月10日(金)18:00~『青年部学習交流会』解放会館
- ◆8月18日・19日『全国高校生・青年集会』兵庫県神戸市
- ◆9月2日(日)13:00~『狭山共闘青年交流会・弾正衛門フィールドワーク』解放会館
- ◆10月6日・7日『関東ブロック青年交流会宿泊交流会 IN 栃木』

都連HP QR  
青年部通信のバックナンバー  
が見れますよ~



## 8月交流会

日時: 8月10日(金)  
18:00~  
場所: 東京解放会館  
暑い日が続いてますね...  
冷房さかせて待ってます!

## 問い合わせ

〒111-0024  
台東区今戸2-8-5 東京解放会館内  
Mail:moyu.k@blt-tokyo.net  
TEL 03-3874-7311  
担当: 岸本

# 被差別部落の公表・非公表について

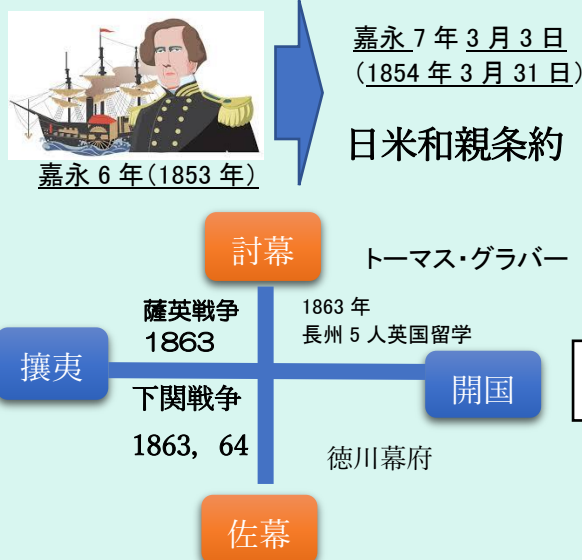
7月の青年部の学習は「被差別部落の所在地の公表・非公表」をテーマに行いました。

はじめに、近藤書記長より4つのお題が出されました。

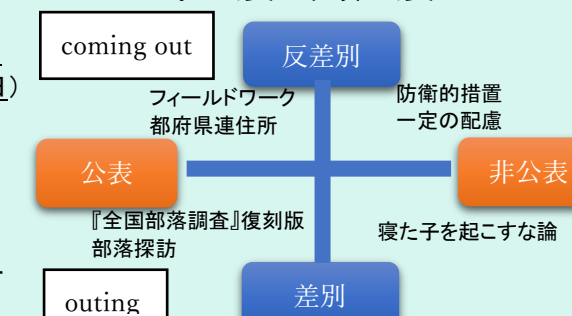
- ①「攘夷」か「開国」か、あなたならどうする。(歴史的事実から考えてみよう)
- ②被差別部落の所在地を「公表」するか、「公表しない(非公表)」か、あなたならどう考える。
- ③「穢多村」表記のある江戸・古地図を「公表」するか、「非公表」か、あなたならどう考える。
- ④同様の問題として、「表現の自由」か、「差別表現の規制」か。

「④」は宿題になってしまいましたが、難しいお題ですが、それぞれで考えて、いくつかの意見が出されました。前提として「差別がある」視点で考えることが大切です。皆さんも、ちょっと考えてみてください！

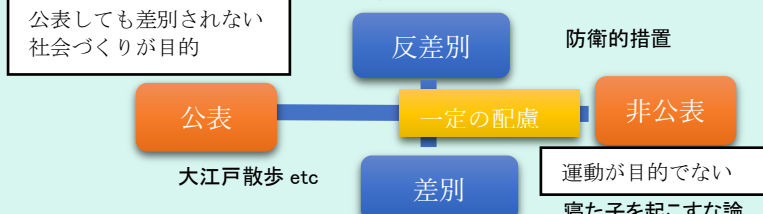
### 1. 開国か、攘夷か、



### 2. 公表か、非公表か



### 3. 「穢多村表記」のある古地図



まとめ  
二項対立に注意!  
(逆に~とか、  
言い換えると~とか)  
多角的に考える!  
部落解放運動では、  
「差別」「反差別」に  
軸を置く。(絶対的対立)  
どちらかが増えれば、  
どちらかが減る

# 共通点・相違点を通して相互理解を深める

## 人権ネットワーク東京&反差別・人権（青年）交流会 ～第4回座談会～

人権ネットワーク東京&反差別・人権青年交流会は7月22日、第4回座談会を行いました。座談会では、マイノリティ当事者の共闘、相理解の促進、複合差別・共通課題の可視化を目的にしています。第4回目は「労働、貧困、階級問題/運動」をテーマに討論を行いました。

プログラム第1部は「NPO法人自立サポートセンター・もやい」「移住者と連帯する全国ネットワーク」「山谷労働者福祉会館活動委員会」「NPO法人三友会」の4団体が報告を行ない、第2部は登壇者の討論。続いて第3部では、会場全体での討論が行なわれました。今回は支援者からの報告だったので、「当事者の考え」を大切に「押し付け的な支援」をしない等、意識の共通点がありました。守られるべき尊厳について考えたとき、選択の自由、選択をする権利の重要性を再確認できました。

また国や行政に政策要求をしても、「支援と排除がセット」だったり、「統合的政策」が中心となり、「こうあるべき」姿の押し付けで終わってしまう。本当の意味での「包括」は、もっと市民レベルで考えていく必要があるなどの意見が出ました。今回のテーマは、私たち青年にとって、とても身近な課題です。他人事ではなく、私たち1人1人が考え、日本の現状を知り、何ができるか？何をすべきか？自分なりの答えを探して行きましょう。

### 認定NPO法人自立生活

#### サポートセンターもやい R. O

差別と向き合うきっかけは、支援活動中にとった無意識の行動で、自分が抱えている差別意識に気づいたことです。「もやい」は2001年に設立、ホームレス状態の人のアパート入居の際の「連帯保証人」提供などを行っています。「居場所作り」の活動では、コミュニティカフェ、女性・若者の居場所、コーヒー焙煎、農業などを展開。また、ワーキングプア、ネットカフェ難民からの「生活相談」が急増。同行支援も行なっています。政策提言、情報発信、講演活動も行ない、「互助」+「サポート」+「提言」で「専門知識のある隣人」として活動をしています。最近、不動産資格を習得し、入居差別問題に対応できるよう取組みをしています。

#### 移住者と連帯する全国ネットワーク H. T

都立高校の教師として、移住者の子ども達と関わっています。現在、日本には250万人の移住労働者がいます。都内には51万人の方が働いています。その方々の家族の在留資格は、家族滞在であり、就労は認められていません。就労するには、内定が決まった後、入国管理局にて在留資格変更申請を行いますが、手続きが困難であったり、その事自体の周知が行き届いてません。また、奨学金も家族滞在だと受けられません。日本は、多くの移住労働者を受け入れながら、その家族の進路や人生設計について考えて来なかった差別的構造があります。国連の移住労働者の権利条約に批准し、権利を確立するような政策を求めていかなければなりません。

#### 山谷労働者福祉会館活動委員会 K. M

私たちは、山谷を拠点として野宿者運動、日雇い労働者の運動を行なっています。寄場は100年くらい前に出来始め、都内に110数か所あったと考えられます。高度経済成長期が全盛期で、バブルの崩壊で、寄場から日雇い労働者が駅や公園に叩き出されました。行政は、貧困を理由とした生活保護を認めておらず、具体的な施策がないまま単発な強制排除をするだけでした。そうしたなか、貧困を理由とした生活保護を認めさせるため行動を起こし、勝ち取りました。行政の施策は支援と排除がセットです。権利だけでなく尊厳が守られているか？当事者の立場を考える事が重要です。

#### NPO法人三友会 K. Y

学生時代のインターシップをきっかけに運動に参加しました。運動を続けるモチベーションは1人1人の人生に触れられることです。山友会は、山谷で暮らす方が保険証がなく、病院に行く事が出来なかったり、路上で亡くられる方が多かったので、無料診療所から始まりました。ただ、入院や手術など困難ですので、生活相談を受け、生活保護申請などの同行もしています。また、高齢化が進み、一人暮らしが困難な方も増えてきているので、世話人つきの共同宿泊所も運営しています。かかわりを持った方々との繋がりを大切に、1人1人と対話し共働しています



# 公正採用選考について

## 採用選考時に配慮すべき事項

### 就職差別に繋がるおそれのある 14 事項

- 本人に責任のない事項の把握
  - ① 本籍・出身地
  - ② 家族(職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など)
  - ③ 住宅状況(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)
  - ④ 生活環境・家庭環境など
- 本来自由であるべき事項(思想信条にかかわること)の把握
  - ⑤ 宗教
  - ⑥ 支持政党
  - ⑦ 人生観・生活信条など
  - ⑧ 尊敬する人物
  - ⑨ 思想
  - ⑩ 労働組合(加入状況や活動歴など)、学生運動など社会運動に関する事
  - ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事
- 採用選考の方法
  - ⑫ 身元調査などの実施
  - ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書(様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)の使用
  - ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

公正採用選考は、就職の機会均等を確保するために、基本的な人権を尊重した採用選考のことです。

- 1 応募者に広く門戸を開くこと
- 2 本人の持つ適正・能力以外のことを採用基準にしないこと

この2点の実施が公正採用選考の基本的な考え方です。

1998年6月に発覚した差別身元調査事件をきっかけに、就職差別の根深さが露呈し、二度とこのような就職差別が起こらないよう、1999年に職業安定法5条の4が加筆され、同法に基づく大臣指針・第141号が告示されました。

この職業安定法5条の4では、応募者の個人情報の収集については、法律及び指針において収集してはならない個人情報と定められており、これらの個人情報を応募書類や面接等で尋ねることは、職業安定法5条の4に抵触する違法行為に繋がります。

また、公正採用選考では、職業安定法と大臣指針に基づき、採用選考時に配慮すべき事項として、職業差別に繋がるおそれのある14事項があります。

この内、①～⑪を面接時に把握する質問、⑫～⑭の実施や、早期選考は不適正事案となり、公共職業安定所(ハローワーク)による事実確認・是正指導の対象となります。

このような、不適正事案があった場合には通報先として

**高校生は：進路指導担当者**

**大学生等は：東京新卒応援ハローワーク**

これらに、不適正事案として相談・報告をしてください。

どちらの場合も、公共職業安定所まで報告が届き、当該企業に対して、応募者のプライバシーに配慮して、事実確認と是正指導を行ないます。

相談・報告を行なうことによって改善され、新たな就職差別を防止、抑止することにも繋がっていきます。

就職差別撤廃のためにも、就職差別をしない・させない取り組みを行なうことが重要です。

**高校生の不適正事案 報告先**  
**進路指導担当者**  
**(最終的に教育庁指導部へ)**

**新卒大学生の不適正事案 報告先**  
**新卒**  
**東京新卒応援ハローワーク**  
**TEL:03-5339-8609**

### 【参考資料】

公正な採用選考について/厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo.htm>

公正な採用選考/東京労働局

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_suido\\_tetsuzuki/shokugyou\\_shoukai/saiyou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_suido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/saiyou.html)

# 旧品川～大井村フィールドワーク

東日本部落解放研究所 吉田勉

7月25日(水)、「第5回部落問題東京講座」の第3日「フィールドワーク&地元部落と語り合う【品川】」に参加した。集合は10時、北品川駅。司会は品川支部の高橋篤子さん、ガイドは品川部落史研究会の和氣正典さん。スタート時は曇り空、やがて日差しは強くなり、夏空のもとのフィールドワークとなった。

まずは旧東海道を歩いて、北品川船溜り。漁業の町としての品川、獺師町の成立と繁栄。和氣さんによれば、巷間、浅草海苔と言われているのは、実は品川海苔だったという。北品川船溜りの少し北には品川と場があり、近辺の部落の人たちが働いていた。続いて御殿山下砲台跡にある台場小学校。黒船来航時に台場が築造され、大土木工事に夥しい人々が集散したという。台場小学校は人権尊重推進校で、すべての教員は品川フィールドワークを体験するという。

次は、たくさんの階段を登って品川神社。源頼朝が1187年に勧請したと伝える。鎌倉時代から、品川湊は武蔵野平野と房総半島への物資流通の拠点として繁栄した。都市的な場である品川湊には、商人、流浪の民、芸能民が集散した。江戸時代になると、東海道の整備により、品川は一の宿として、また遊興の地としても隆盛を極める。さらに南へ下って、時宗の海蔵寺には「無縁塔群(首塚)」がある。品川の溜で亡くなった死者、鈴ヶ森の処刑者、引き取り手のない死者らが葬られており、同寺は品川の「投げ込み寺」とも言われている。



昼食をはさんで、天妙国寺。この界限には、都市としての江戸や品川を支えた被差別民が集住した。斃牛馬処理や警護の役割を担う穢多集団、都市の治安、清掃、溜の管理、鈴ヶ森刑場の刑の執行などの役割を担う松右衛門を頭とする非人集団など。さらに南へ下って、品川寺(ほんせんじ)。「水月観音縁起」によると、1652年、品川寺はこの地に居住していた被差別民を強制移住させて再興されたと言う。穢多集団は大井村に移転して「エタ」屋敷を形成する。平蔵地蔵のある海雲寺を経て、御林漁師町の鎮守である鮫洲八幡神社へ。同神社には、昭和になって、大井村「エタ屋敷」の白山社が合祀されている。

なお、明治初期から、品川の部落にもキリスト教の布教活動が行われた。長老会系は旧非人を、聖公会系は旧穢多身分を対象としたという。

近代になって「解放令」が出され、旧被差別民は一般民籍に編入されたが、斃牛馬処理などの專業権が失われ、意識としての差別だけが残り、困窮生活を余儀なくされた。やがて、公共事業や町の変化、皮革工場の移転などにより、離散していった



最後に、浜川砲台、涙橋を経て、鈴ヶ森刑場跡へ。江戸時代の刑罰は見せしめ刑であったと言われているが、火あぶりの刑の柱を立てる石の台座などが残されており、妙に生々しい。ガイドの和氣さんは、自分のなかにある差別意識と向かい合うことの大切さについて述べて、フィールドワークのまとめとしてくれた。南大井文化センターを会場に移して、高橋さんの司会で振り返りを行い、旧品川宿から大井村を歩く、タフな、そして充実したフィールドワークを終了した。地元品川の高橋さん、和氣さんに感謝です。(吉田勉)

